

間伐・造林促進事業補助のお知らせ

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、森林環境譲与税を活用して、山林の所有者が実施する間伐・造林に要する費用の一部を補助する制度です。

補助対象者

1. 吉野川市内に山林を所有する個人
2. 1. に定める者から委任された業者および団体

補助対象事業

間伐を実施し間伐材を搬出し、造林を実施する事業を行い、森林整備に係る国庫補助事業として採択されている事業

補助対象経費

事業の種類	補 助 率
間伐実施事業 (切捨間伐)	1ヘクタール当たりの 標準単価の10%以内
間伐材利用促進事業 (搬出間伐)	1ヘクタール当たりの 標準単価の25%以内
造林事業	1ヘクタール当たりの 標準単価の10%以内

※造林事業については、植え付け事業のみが対象となります。

※標準単価については、国庫補助事業の標準単価を基準としています。

申請に必要なもの

1. 事業を実施する場所の位置図
2. 事業を実施する場所の写真（事業を実施する前のもの）
3. 山林を所有していることが確認できる書類
4. 申請者と土地所有者が異なる場合は、委任状などの書類

問い合わせ 申し込み	農林業振興課 ☎ 22-2228 FAX 22-2237
---------------	--

「児童扶養手当現況届」の提出

現在、児童扶養手当を受けている方は、8月中に「児童扶養手当現況届」の提出がないと11月以降の手当が受けられなくなります。必ず期間中に手続きをしてください。

問い合わせ	こども家庭センター ☎ 22-2267 FAX 22-2245
-------	--

狩猟免許取得補助事業について

～あなたもハンターになりませんか？～

新たに狩猟免許（銃猟・わな猟・網猟）を取得し吉野川市地区猟友会（以下、地区猟友会）に加入した方、また、新たに狩猟免許を取得した地区猟友会員の方を対象に、その取得に要する経費を助成します。

交付対象者（次の全てに該当する方）

- ①吉野川市内に住所を有する方
- ②令和5年4月1日以降に狩猟免許を取得した方
- ③狩猟免許を取得した日から2年を経過しない日までに、地区猟友会に所属している方

交付対象経費

- ①徳島県が行う狩猟免許試験に係る手数料
- ②一般社団法人徳島県猟友会が行う講習（狩猟免許試験のためのものに限る）の受講に係る費用

申請に必要なもの

- ①吉野川市狩猟免許取得補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②取得した狩猟免許に係る狩猟免許状の写し
 - ③交付対象経費に係る領収書などの写し
 - ④補助金振込先の口座番号が分かるもの
- 補助事業の詳しい申し込み方法などは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ
二次元コード



（参考）

令和8年度狩猟免許試験日程 8月30日(日)、10月11日(日)、 令和9年1月31日(日) 問い合わせ・申し込み 徳島県徳島農林事務所 林業振興担当 (☎ 088-626-8582) 狩猟免許試験初心者講習会 狩猟免許試験の同時期頃に開催 問い合わせ・申し込み 徳島県猟友会 (☎ 088-623-1617)
--

問い合わせ 申し込み	農林業振興課 ☎ 22-2228 FAX 22-2237
---------------	--

受付期限 8月31日(月)まで
提出場所 こども家庭センター（本館1階）
※支所では受け付けていません。
持 参 物 児童扶養手当証書
(令和7年度受給対象者の方)
※状況に応じて、他に提出書類が必要な場合があります。

指定管理者募集のお知らせ

令和9年度からの指定管理者の候補者を次のとおり募集します。

応募資格 法人その他の団体または共同企業体

対象施設

- ①吉野川市中山間地域交流拠点施設（たねのや）および ふれあい公園
- ②吉野川市コワーキング・シェアオフィス（Ki-Da）および 吉野川市ポケットパーク
- ③吉野川市美郷物産館

指定管理期間

- ①令和9年4月1日～令和11年3月31日
- ②令和9年4月1日～令和12年3月31日
- ③令和9年4月1日～令和14年3月31日

応募説明会

- と き** 8月26日(水)
- ①午後1時30分～
 - ②午後2時30分～
 - ③午後3時30分～

ところ 市役所東館3階233会議室

応募方法

募集要項に定める応募書類を提出
※募集要項は、市ホームページで確認してください。



市ホームページ
二次元コード

問い合わせ	商工観光課 ☎ 22-2226 FAX 22-2237
-------	---------------------------------------

農作物の残さは適切に管理してください

農作物を収穫した際には、茎や葉、野菜の残骸など（残さ）が畑に残りますが、そのまま放置してしまうと悪臭や虫の発生、野生鳥獣のエサとなり、周辺的生活環境や自身の畑に鳥獣被害を発生させる原因となります。

残さが発生した際には畑にすき込んだり、もやせるごみとして処分するなどし、長時間放置することがないように適切な管理に協力をお願いします。

問い合わせ	農林業振興課 ☎ 22-2228 FAX 22-2237
-------	--

令和9年度有害鳥獣侵入防止柵貸与事業

イノシシ、シカなどによる中山間地域の農作物被害を防止するため、3戸以上の農業者が共同で侵入防止柵を設置し管理する場合に、必要な資材を貸与します。

申請期限 12月28日(月)まで
※申し込み多数の場合は、貸与できないことがあります。



市ホームページ
二次元コード

問い合わせ	農林業振興課 ☎ 22-2228 FAX 22-2237
-------	--

森林作業機械購入補助事業

森林整備および里山林の保全管理のため、森林環境譲与税を活用して、森林作業機械の購入を補助する事業です。

補助対象者

- 市内に住所を有する個人または法人
1. 森林法で定められた森林を市内に所有する者
 2. 森林法で定める市内に在する森林について、伐採の権原を有する森林管理を実施する団体

補助対象経費

森林の整備および里山林の保全管理に必要とされる機械の購入に必要な経費で、機械は新品の物で1台まで
※対象機械はチェーンソー、チップパーなどの森林作業機械
※補助金額は購入価格の2分の1で、上限は25万円



市ホームページ
二次元コード

申請に必要なもの

1. 補助対象費用の見積書の写し
2. 機械の仕様などが確認できる書類またはカタログの写し
3. 所有している森林の位置図および森林を所有していることが確認できる書類

詳しい申し込み方法などは、市ホームページを確認するか農林業振興課へ問い合わせてください。

問い合わせ 申し込み	農林業振興課 ☎ 22-2228 FAX 22-2237
---------------	--

